

(仮称) 港区お台場海浜公園駅暫定自転車等駐車場
管理運営事業候補者募集要項

令和元年 11 月

港区芝浦港南地区総合支所 まちづくり課

1 募集の趣旨

お台場海浜公園駅周辺は、通勤・通学者などの自転車利用により、道路歩道内に多くの自転車が放置され、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開場となることから、まちの安全・安心の確保のため道路上の放置自転車の解消が急務となっています。

このため、『(仮称) 港区お台場海浜公園駅暫定自転車等駐車場』を設置し、適正な管理を行う事業者を募集します。

2 (仮称) 港区お台場海浜公園駅暫定自転車等駐車場の概要等

① 設置場所

港区台場二丁目 25 番 テレポートデッキ下(東京都港湾局用地)

616.06 m²のうち約 500 m²

※現況は「お台場海浜公園駅暫定自転車等置場」として利用されています。

② 設置範囲

設置場所及び現況図 (別紙 1 参照)

※必要な駐車機器及び精算機を設置してください。

※精算機を設置する場合は、地下埋設設備を考慮し、街灯及び C・C ボックス等の付近に設置しなでください。(東京都港湾局誘致促進課条件)

※バリアフリーに配慮した仕様としてください。

③ 開設時期 (予定)

令和 2 年 5 月中旬

④ 設置期間 (予定)

令和 2 年 5 月中旬 から 令和 7 年 3 月 31 日 まで

※協定期間は協定締結日から令和 7 年 3 月 31 日 (約 5 年間) までとし、設置期間終了後、設置を継続する必要がある場合は別途協議することとします。

⑤ 収容台数 (目安)

自転車約 200 台以上、原付約 20 台以上

⑥ 利用時間

24 時間

⑦ 利用形態

一時利用とし、原則最初の 2 時間は無料とします。

なお、定期利用について、お台場海浜公園駅周辺の放置自転車の状況を勘案し、通勤・通学利用者の利用が見込まれ、利用者の利便性が向上すると判断する場合は、提案の上、定期利用枠を設けることができるものとします。

その際、申込受付は事業者が行うこととし、本人確認は運転免許証・健康保険証などで行うこととします。

⑧ 利用料金

利用料金は港区立自転車等駐車場及び区内の暫定自転車等駐車場と均衡を図るものとします。

区 分	利用形態	利 用 料 金
自転車等駐車場 (港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例第21条)	一時利用	最初の2時間は無料 <自転車> 1回150円(回数券は、11回1,500円) <原付> 1回200円(回数券は、11回2,000円) ※ 翌日の正午までの単位が1回
	定期利用	<月額> 自転車：1,800円/原付：2,700円(一般) <月額> 自転車：1,300円/原付：2,200円(学生)

【参考】区内の暫定自転車等駐車場の利用料金

区 分	利用形態	利 用 料 金
暫定自転車等 駐車場	一時利用	最初の2時間は無料 以後6時間～10時間ごとに100円
	定期利用 (一部のみ)	<月額> 自転車：1,800円/原付：2,700円(一般) <月額> 自転車：1,300円/原付：2,200円(学生)

⑨ 整備、維持管理の留意事項

- ・毎週1回以上、当該暫定自転車等駐車場周囲の清掃を行い、毎月初めに前月の作業報告書を区へ提出することとします。なお、回収したゴミ等は、事業者が処分することとします。
- ・管理運営事業者は区と協議のうえ、歩行者の動線及び安全を確保するため、駐車場の区画を設ける場合は、その区画毎の出入口にUパイプ等の設備を設置し、適正に管理運営を行い、周辺環境の安全対策を図ることとします。
- ・管理運営事業者が設置した設備に関する費用は事業者の負担とします。
- ・自転車等駐車場の電源については、特定事業者(東京電力)と協議の上、敷地内に区が設置した電源盤から電源(電気)を引き込む手続きを含め、管理運営事業者が確保することとします。
- ・設置に伴う路面補修等は事業者負担とし、設置期間終了後、原状回復を施し区へ引き渡すこととします。

- ・同一敷地内に撤去した放置自転車の一時保管所(別途、本件とは別に区で管理運営業務を委託します。使用面積約 100 m²)を設置する予定(配置予定位置は別紙 2 参照)であり、整備・運営に当たっては相互に協力してください。
- ・令和 2 年 5 月頃を目途に、駅から半径概ね 300m の範囲において、港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例に基づく放置禁止区域を指定し、7 月頃から放置自転車の撤去を実施する予定です。

3 暫定自転車等駐車場整備経費及び維持管理経費

- ・暫定自転車等駐車場の整備に要する経費は事業者の負担とします。
- ・施設の管理・運営に要する経費は事業者の負担とします。
- ・暫定自転車等駐車場の利用者から徴収した利用料金は事業者の収益とします。
- ・暫定自転車等駐車場や一時保管所の整備を行う場合でも、現在の「お台場海浜公園駅暫定自転車等置場」を全面的に休止することはできません。工事範囲を分け、段階的に工事を行うなどの工夫をしてください。

4 土地の使用料

土地の使用料については、事業者の負担はありません。

5 運営形態

区と区が選定した事業者が協定を締結し、その事業者が暫定自転車等駐車場の設置、管理及び運営を行います。

なお、放置自転車対策業務(一時保管所の管理運営業務を含む)は港区が委託をした事業者が、警告札の貼付や自転車の撤去等を行います。

6 協定期間

協定締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで(予定)

7 事業候補者決定までの日程

日 程	事 項
令和元年 11 月 27 日(水)から 12 月 4 日(水)まで	募集要項の配布
11 月 27 日(水)から 12 月 6 日(金)まで	質問書の受付
12 月 10 日(火)	質問書への回答
12 月 10 日(火)から 12 月 17 日(火)まで	応募申込受付
12 月 24 日(火)(予定)	第一次審査(書類審査)
12 月 25 日(水)(予定)	第一次審査結果通知

令和2年 1月14日（火）（予定）	第二次審査 （プレゼンテーション、ヒアリング）
1月16日（木）（予定）	事業候補者の決定 総合評価結果通知
令和2年 5月中旬（予定）	暫定自転車等駐車場開設

8 質問の受付及び回答

① 質問書の提出方法

「質問書」（第1号様式）に質問の要旨を簡潔にまとめて、FAX 又は持参してください。FAX の場合は、必ず、電話にてまちづくり課まちづくり係に受信の確認を行ってください。

② 受付期間

令和元年11月27日（水）～12月6日（金）（土・日、祝日は除く）

受付時間：午前9時から午後5時まで受付

③ 回答の方法

受け付けた全ての質疑に対する回答書を、全ての質問者に令和元年12月10日（火）午後5時まで FAX にて送信するとともに、令和元年12月11日（水）に港区ホームページに掲載します。なお、回答の際、質問者は公表しません。また、意見の表明と解されるものや質疑の内容（質問内容が不明瞭なもの）によっては回答しない場合があります。

④ 回答書の位置づけ

本募集要項の内容と質疑に対する回答書の内容が異なる場合、回答書の内容を優先します。

9 応募の手続

応募する事業者は「②応募申込書類」「③運営提案書類」をそれぞれ別に綴じて、提出してください。なお、資料は全てA4サイズで作成してください。

① 申請者の資格

東京電子自治体共同運営協議会の電子調達サービスを通じて、港区の競争入札参加資格を取得している事業者で、応募申込書類提出期限において、港区長から指名停止を受けていない者であること。

② 応募申込書類

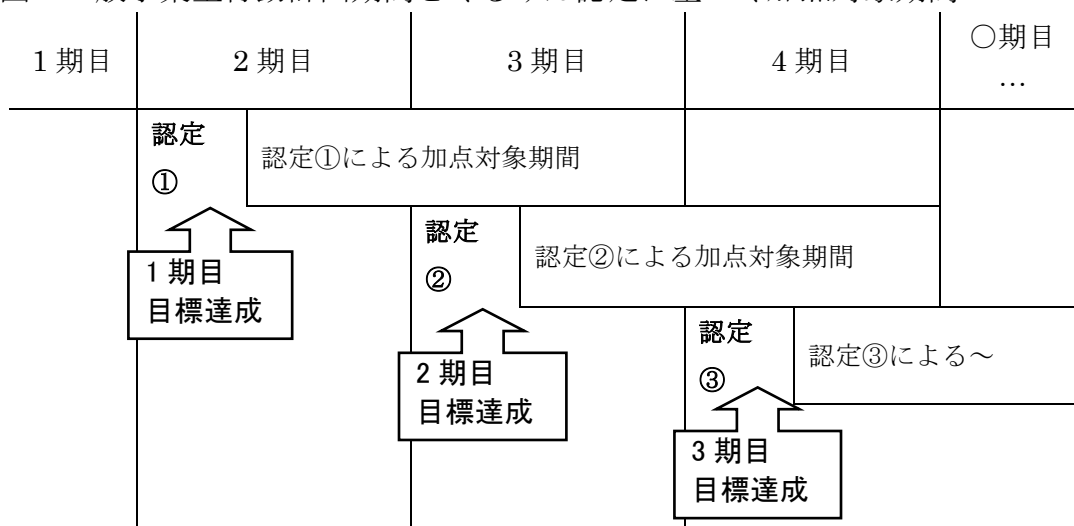
提出書類	内 容
1 応募申込書	所定の様式（第2号様式）
2 定款又は寄付行為	最新のもの
3 法人登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	3ヶ月以内に発行されたもの
4 印鑑証明書	3ヶ月以内に発行されたもの
5 納税証明書	都税事務所発行の法人住民税、法人事業税の納税証明書（直近期分、3ヶ月以内発行）
6 決算書等	<p>《株式会社・有限会社の場合》</p> <p>①決算書類（直近の決算期3期分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸借対照表 ・ 損益計算書 ・ 注記事項（重要な会社方針、貸借対照表注記、損益計算書注記） ・ 利益処分案もしくは損失処理案 ・ 付属明細書 <p>*決算書類は、会社法並びに会社法施行規則に従ったものを提出してください。</p> <p>*利益処分案・損失処理案は社員総会もしくは株主総会での承認日を付記してください。</p> <p>*付属明細書は、法人税確定申告書に添付した勘定科目内訳書の写しで代替することも可能です。その場合、税務署に提出したすべてのものを提出し、謄本である旨の代表者の署名、捺印を付してください。</p> <p>②監査報告書</p> <p>*会計監査人（公認会計士又は監査法人）の監査を受けている場合には、会計監査人の監査報告書も提出してください。</p> <p>《公益法人等の場合》</p> <p>①決算書類（直近の決算期3期分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収支計算書等（収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、計算書類に対する注記） <p>②事業報告書（直近の決算期3期分）</p> <p>③収支予算書（今年度に係るもの）</p> <p>④事業計画書（今年度に係るもの）</p> <p>⑤監事の監査報告書</p>

	<p>《NPO法人の場合》</p> <p>①決算書類（直近の決算期3期分） ・収支計算書等（収支計算書、貸借対照表、財産目録）</p> <p>②事業報告書（直近の決算期3期分）</p> <p>③監事の監査報告書</p> <p>*上記書類は「特定非営利活動促進法」及び内閣府令に基づくものを提出してください。</p>
7 ワーク・ライフ・バランス関係認定通知書	ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定通知等の写し（該当する場合のみ）【注1】
8 共同事業体構成書等	<p>《共同事業体を構成する場合》【注2】</p> <p>① 共同事業体構成書（第3号様式）</p> <p>② 共同事業体協定書兼委任状（第3-2号様式）</p> <p>③ 委任状（代理人が契約権限を有する場合のみ） （第3-3号様式）</p>
9 事業者概要	<p>所定の様式（第4号様式）</p> <p>① 事業者の基本的事項</p> <p>② 主な業務内容</p> <p>③ 障害者雇用数及び雇用率</p>

【注1】港区では、ワーク・ライフ・バランスのより一層の推進を図るため「ワーク・ライフ・バランス推進」について、第一次審査における評価点優遇の対象としています。評価条件及び提出書類は次のとおりです。

評価条件	提出書類
港区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
東京都（産業労働局）が認定する「東京ワークライフバランス認定企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として認定（くるみん認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、くるみん認定日における行動計画又はその次期行動計画の期間内であること（下記図参照）	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の次世代育成法に基づく一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる書類写し等
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として特例認定（プラチナくるみん認定）を受けている場合	認定通知等の写し

図 一般事業主行動計画期間とくるみん認定に基づく加点対象期間



【注2】 共同事業体を構成する場合

No	提出書類	様式	提出部数	
			正本	副本
1 3	共同事業体構成書	第3号様式	1部	—
1 4	共同事業体協定書兼委任状	第3-2号様式	1部	—
1 5	委任状（代理人が契約権限を有する場合のみ）	第3-3号様式	1部	—

※港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者00と共同すること」を参加条件としています。区内事業者又は区外事業者が区内事業者と共同してプロポーザル選考に参加する場合は、第一次審査において、評価点を優遇します。やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、加点対象となりません。

共同事業体を結成し、参加申請する場合、適切な共同事業体の名称を設定の上、代表事業者を定め、単独で参加申請するために必要な提出書類に加え、次の書類を提出してください。

共同事業体を構成する全ての事業者が別に示す参加資格に該当することが必要です。代表事業者及び構成事業者の変更は原則として認めません。

なお、虚偽申請等不正行為が発覚した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

【区内事業者として扱う事業者】

- ・ 登記簿上、区内に本店を置く事業者
- ・ 区内に支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者の場合は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日港総契第2801号）で定める区内事業者

【区内事業者として扱わない事業者の例】

支店①は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日港総契第2801号）で定める区内事業者として認定されているが、港区内に所在地を置かない本店又は支店②として申込みがあった場合（共同事業体の構成員である場合も含む）

④ 運営提案書類

下記について、それぞれの項目ごとに所定の様式により提案してください。それぞれの項目のページ数に上限はありません。様式自由の項目については様式の指定はありませんが、A4サイズとしてください。

なお、下記2から6までの提出書類については、事業者の名称及びロゴマーク等を使用しないでください。

提出書類	内 容
1 管理運営提案書	所定の様式（第5号様式）
2 類似施設の運営実績	（第6号様式） 当業務に類似した事業を実施した直近3年間（平成28年度～現在進行中のものを含む）の業務実績を示してください。最大15件まで記載できます。
3 【企画提案1】 運営基本理念	（第7号様式） 以下の区の計画・方針等を踏まえ、暫定自転車等駐車場の整備や管理運営に関する基本的な考え方を示してください。また、これまでの実績等から得たノウハウをどう生かしていくかも合わせて示してください。 ① 港区自転車等総合基本計画 ② 港区自動二輪車対策の基本方針 ③ 今後の暫定自転車等駐車場の整備方針 ④ その他
4 【企画提案2】 整備及び管理運営の要点	（第7-2号様式） 暫定自転車等駐車場を整備し管理運営するにあたり、以下の点について留意すべき事項や提案を示してください。 ① 関連する法令・条例の遵守 ② お台場海浜公園駅周辺の状況を踏まえた収容台数、利用料金及び利用形態の提案 ③ 同一敷地内に整備される予定の一時保管所との連携 ④ 利用者の苦情や問合せへの対応及び体制 ⑤ 個人情報の取扱いに関する基本的な方針 ⑥ 立地や施設のメリットを生かした効率的運営 ⑦ 施設管理における職員体制（人員、巡回頻度等） ⑧ 実務経験者を含めた職員の確保や研修の実施、高齢者雇用及び障害者雇用への対応 ⑨ その他

提出書類	内 容
5 【企画提案3】 安全対策等	<p>(第7-3号様式)</p> <p>利用者が暫定自転車等駐車を安全で安心して利用するため、以下の点を踏まえた整備、維持管理の内容を提案してください。</p> <p>① 施設整備や維持管理における利用者の安全・安心の確保 ② 利用者の怪我、事故発生防止の取組及び発生時の対応 ③ 事業者による照明・防犯カメラ等の設置など施設の防犯上の取組 ④ 事業者による場内及び周辺環境美化、周辺環境に配慮した取組み ⑤ 利用者の交通傷害保険等への加入の促進・啓発の取組 ⑥ その他</p>
6 【企画提案4】 利用者の利便性	<p>(第7-4号様式)</p> <p>暫定自転車等駐車の利用者の利便性の配慮について、以下の点を踏まえた整備、維持管理の内容を示してください。</p> <p>① 利用者の利便性に資するサービス向上策 ② チャイルドシート付き自転車に対する配慮 ③ 自転車シェアリングとの連携・協力に対する考え方 ④ 長期間放置された自転車等への対応など利用率向上に向けた取組（周知啓発等） ⑤ その他</p>
7 【企画提案5】 収支計画	<p>(様式自由)</p> <p>暫定自転車等駐車の整備、維持管理における事業期間中の年度ごとの収支（総額を収入と支出に分け、標準的な項目ごとに明記）を示してください。</p>

④ 提出部数

- 1) 「応募申込書類」計8部（ファイル綴じ）、CD-R1枚。
 - ・ 正本を1部作成し、表紙に事業者名を記してください。
 - ・ 副本を7部作成してください。書類から事業者が特定出来ないようにしてください。
 - ・ 資料一式をPDF形式及びWord形式でCD-R1枚に入力し、提出してください。
- 2) 「運営提案書」計8部（ファイル綴じ）、CD-R1枚。
 - ・ 正本を1部作成し、表紙に事業者名を記してください。
 - ・ 副本を7部作成してください。書類から事業者が特定出来ないようにしてください。
 - ・ 資料一式をPDF形式及びWord形式でCD-R1枚に入力し、提出してください。

⑤ 提出期間

令和元年 12 月 10 日（火）～12 月 17 日（火）（土・日、祝日は除く）
午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時を除く）
芝浦港南地区総合支所 まちづくり課に持参してください（事前予約）。

⑥ その他

- ・提出された書類については、理由の如何に関わらず返却しません。
- ・応募に必要な費用は、応募者の負担とします。
- ・区が提供した資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。
- ・目的の範囲内であっても、区の了承を得ずに第三者に対して、これを使用させること、提示することを禁じます。

10 事業候補者の決定

事業者候補者の選考にあたっては、「(仮称) 港区お台場海浜公園駅暫定自転車等駐車場管理運営事業候補者選定考委員会」を設置し、一次審査及び二次審査を実施します。審査は点数化して評価し、評価結果を総合的に判断して最も優れていると認められる 1 者を選定し、事業候補者として決定します。

なお、選考委員会の会議は非公開で実施します。

① 審査方法

「(仮称) 港区お台場海浜公園駅暫定自転車等駐車場管理運営事業候補者選考委員会」による審査

- 1) 第一次審査（書類審査）により、第二次審査に進む事業候補者を決定
- 2) 第二次審査（プレゼンテーションとヒアリング）
- 3) 第一次審査、第二次審査の総合評価で最終的な事業候補者を決定

② 結果通知

各審査終了後、全ての参加者に対し通知します。

③ 事業候補者を決定しない場合

- ・応募者の募集、評価及び事業候補者の選定において、応募者が事業の要求水準に達しなかった場合や提出した書類に虚偽等があった場合については、事業候補者として決定しないことがあります。
- ・公募要項等の公表後、本事業の事業候補者決定までの間に、事業者選定に関して、応募者やそれと同一と判断される団体等が委員に面談を求めたり、PR 資料等を提出したりするなど自らを有利に、または他者を不利にするように働きかけたりすることを禁じます。また、委員会の動向等を聴取することも禁じます。これらの禁止事項に抵触したと委員会が判断したときは、当該応募者は失格とします。

- ・ 事業候補者が失格等となった場合で、審査における次点の応募者が一定の要件を満たすものとして認められたときには繰り上げを行い、当該応募者を新たな事業候補者として決定します。

11 結果公表

選定結果及び選定過程は区の情報となり、「港区情報公開条例」の定めるところにより、原則公開します。公開する図書等は次のとおりです。公表する時期は協定締結後、公表する場所は区のホームページ等で行います。

- ・ 募集要項
- ・ 審査項目と評価基準
- ・ 運営提案書類（決定事業者のみ）
- ・ 選考委員会会議録
- ・ 選考委員会報告書等
- ・ 選考委員会名簿

* 公表しない情報は、選定されなかった事業候補者の情報で、当該事業候補者の不利益となる部分（提案内容等で公表することが適当でない認められる事項）等とします。

12 事業者の決定

選考により決定した事業候補者と区で提案内容について必要な調整を行ったうえで、両者で協定を締結し、事業者を決定します。

13 事業者の責務

- ・ 事業者は、公募において自らが提案した内容について、自らの責任及び費用負担により暫定自転車等駐車を整備し、運営、維持管理してください。
- ・ 事業者は関係法令等を遵守するとともに、区からの指導及び指示に従ってください。
- ・ 暫定自転車等駐車の整備にあたり必要な工事を行う際には、近隣建物や通行人等に十分配慮し、事故を未然に防ぐ対策を講じてください。

14 提出先・問合せ

港区芝浦港南地区総合支所まちづくり課まちづくり係

〒105-8515 港区芝浦1丁目16番1号

電話：03-6400-0017 FAX：03-5445-4590